



空き家バンクリフォーム補助金のご案内

～リフォーム費用・家財処分費用を助成します～

問未来開発課 ☎(57)4178

野木町空き家バンクの登録を促進し、空き家の利活用を図るため、空き家バンク登録物件を対象に、リフォーム工事や残存する家財の処分に係る費用に対し、補助金を交付します。

●交付の対象者

- ・野木町が実施している空き家バンクの登録物件の所有者又は入居者(入居予定者)
- ・町税を滞納していないこと
- ・空き家所有者の3親等以内の親族でない人

●補助金の額・条件・申請期間

リフォーム工事…空き家バンクに登録された住宅の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等にかかる工事

★費用の2分の1以内の額。限度額50万円

- ・工事に要する費用が20万円以上であること。
- ・1住宅につき1回限りの交付

【申請期間】 売買契約または賃貸借契約を締結した日もしくは賃貸借の同意が書面で得られた日から2年間(契約が成立してから補助対象となりますので、ご注意ください)

家財処分………空き家バンクに登録された住宅において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器、その他の家財道具を処分することをいう

★費用の2分の1以内の額。限度額10万円

- ・家財処分に要する費用が5万円以上であること。
- ・家財の処分の実施は一般廃棄物処理等の許可業者であること。
- ・1住宅につき1回限りの交付

【申請期間】 (空き家の所有者の場合)

空き家バンクに登録された日から2年間

(空き家の入居者・入居予定者の場合)

売買契約または賃貸借契約を締結した日

もしくは賃貸借の同意が書面で得られた日から2年間



※詳細は問い合わせ先へ